

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、福井県屋外広告物条例（昭和三十九年福井県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(禁止地域等に係る公共施設)</p> <p>第二条 条例第二条第十五号に規定する規則で定める公共施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 博物館および美術館のうち国または地方公共団体が設置するもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、知事が定める公共施設</p> <p>2 知事は、前項第二号の規定により公共施設を定めたときは、その旨を公告するものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第三条 条例第四条または第八条第三項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一 はり紙またははり札については、次に掲げる書類</p> <p>イ 表示しようとする地域または場所を表示した図面</p> <p>ロ 形状、寸法、面積および意匠を表示した図面ならびに表示の方法に関する仕様書</p> <p>二 はり紙またははり札以外の広告物等については、次に掲げる書類</p> <p>イ 表示し、または設置しようとする場所およびその付近の状況を表示した図面</p> <p>ロ 形状、寸法、面積、色彩、意匠、材料、構造および表示または設置の方法に関する仕様書および図面</p> <p>ハ 他の法令の規定による許可等を要するものについては、当該許可書等の写し</p> <p>ニ 第九条に規定する許可の基準に表示または設置の方法に関する寸法が規定されているものについては、その寸法を表示した図面</p> <p>ホ 禁止地域等において住所地等内の一の敷地（住所地等のうち、隣接して連続する一団の施設の敷地にあつては当該一団の施設の敷地、それ以外の敷地にあつては当該敷地をいう。以下同じ。）に表示し、または設置しようとするものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、または設置されている他の広告物等の現況を確認できる天然色の写真</p> <p>ヘ 許可地域等において住所地等内の一の敷地に表示し、または設置しようとする</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、福井県屋外広告物条例（昭和三十九年福井県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(禁止地域等に係る公共施設)</p> <p>第二条 条例第二条第十四号に規定する規則で定める公共施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 博物館および美術館のうち国または地方公共団体が設置するもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、知事が定める公共施設</p> <p>2 知事は、前項第二号の規定により公共施設を定めたときは、その旨を公告するものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第三条 条例第四条または第八条第三項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一 はり紙またははり札については、次に掲げる書類</p> <p>イ 表示しようとする地域または場所を表示した図面</p> <p>ロ 形状、寸法、面積および意匠を表示した図面ならびに表示の方法に関する仕様書</p> <p>二 はり紙またははり札以外の広告物等については、次に掲げる書類</p> <p>イ 表示し、または設置しようとする場所およびその付近の状況を表示した図面（条例第二条第十二号の知事が定める地域において広告板または広告塔（以下「広告板等」という。）を設置しようとする場合にあつては、当該広告板等から道路、鉄道、軌道または築道および他の広告板等までの距離を表示したもの）</p> <p>ロ 形状、寸法、面積、色彩、意匠、材料、構造および表示または設置の方法に関する仕様書および図面</p> <p>ハ 他の法令の規定による許可等を要するものについては、当該許可書等の写し</p> <p>ニ 第九条に規定する許可の基準に設置方法に関する寸法が規定されているものについては、その寸法を表示した図面</p>

改正後	改正前
<p>ものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、または設置されている他の広告板および広告塔ならびに建物の壁面に取り付ける方法（壁面に突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）により表示され、または設置されている広告物等の現況を確認できる天然色の写真</p> <p>2 条例第八条第四項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一 表示し、または設置しようとする場所およびその付近の状況を表示した図面に次に掲げる事項を表示したもの</p> <p>イ 条例第二条第十三号に掲げる地域において表示し、または設置しようとする案内広告物等（条例第八条第四項の許可を受けて表示し、または設置する広告物等をいう。以下同じ。）については、次に掲げる事項</p> <p>（一） 条例第二条第十三号の規定により知事が定める道路の路線上の一の地点と事業所または営業所（以下「事業所等」という。）との間の経路（一方通行となつていることその他の事由により自動車当該事業所等に向かつて通行することができないものを除く。）の長さが最も短くなる場合の当該地点（以下「最短経路接続地点」という。）および当該経路</p> <p>（二） 最短経路接続地点から当該案内広告物等までの距離</p> <p>（三） 既に表示し、または設置している案内広告物等の状況</p> <p>ロ イ以外の案内広告物等については、次に掲げる書類</p> <p>（一） 事業所等から当該案内広告物等までの距離</p> <p>（二） 既に表示し、または設置している案内広告物等の状況</p> <p>二 形状、寸法、面積、色彩、意匠、材料、構造および表示または設置の方法に関する仕様書および図面</p> <p>三 他の法令の規定による許可等を要するものについては、当該許可書等の写し</p> <p>四 第九条に規定する許可の基準に表示または設置の方法に関する寸法が規定されているものについては、その寸法を表示した図面</p> <p>五 住所等内の一の敷地に表示し、または設置しようとするものについては、当該住所等内の一の敷地に表示され、または設置されている他の広告物等の現況を確認できる天然色の写真</p> <p>（確認の申請）</p> <p>第四条 条例第五条第四項の確認を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）確認申請書（様式第二号）に前条第一項各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 条例第五条第四項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、または掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。</p> <p>二 容易に腐朽し、または破損しない材料を使用したものであること。</p>	<p>ものについては、当該住所地等内の一の敷地に表示され、または設置されている他の広告板および広告塔ならびに建物の壁面に取り付ける方法（壁面に突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）により表示され、または設置されている広告物等の現況を確認できる天然色の写真</p> <p>2 条例第八条第四項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>一 表示し、または設置しようとする場所およびその付近の状況を表示した図面に次に掲げる事項を表示したもの</p> <p>イ 条例第二条第十三号に掲げる地域において表示し、または設置しようとする案内広告物等（条例第八条第四項の許可を受けて表示し、または設置する広告物等をいう。以下同じ。）については、次に掲げる事項</p> <p>（一） 条例第二条第十三号の規定により知事が定める道路の路線上の一の地点と事業所または営業所（以下「事業所等」という。）との間の経路（一方通行となつていることその他の事由により自動車当該事業所等に向かつて通行することができないものを除く。）の長さが最も短くなる場合の当該地点（以下「最短経路接続地点」という。）および当該経路</p> <p>（二） 最短経路接続地点から当該案内広告物等までの距離</p> <p>（三） 既に表示し、または設置している案内広告物等の状況</p> <p>ロ イ以外の案内広告物等については、次に掲げる書類</p> <p>（一） 事業所等から当該案内広告物等までの距離</p> <p>（二） 既に表示し、または設置している案内広告物等の状況</p> <p>二 形状、寸法、面積、色彩、意匠、材料、構造および表示または設置の方法に関する仕様書および図面</p> <p>三 他の法令の規定による許可等を要するものについては、当該許可書等の写し</p> <p>四 第九条に規定する許可の基準に表示または設置の方法に関する寸法が規定されているものについては、その寸法を表示した図面</p> <p>五 住所等内の一の敷地に表示し、または設置しようとするものについては、当該住所等内の一の敷地に表示され、または設置されている他の広告物等の現況を確認できる天然色の写真</p> <p>（確認の申請）</p> <p>第四条 条例第五条第四項の確認を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）確認申請書（様式第二号）に前条各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 条例第五条第四項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、または掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。</p> <p>二 容易に腐朽し、または破損しない材料を使用したものであること。</p>
<p>（確認の申請）</p> <p>第四条 条例第五条第四項の確認を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）確認申請書（様式第二号）に前条第一項各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 条例第五条第四項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、または掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。</p> <p>二 容易に腐朽し、または破損しない材料を使用したものであること。</p>	<p>（確認の申請）</p> <p>第四条 条例第五条第四項の確認を受けようとする者は、屋外広告物等表示（設置）確認申請書（様式第二号）に前条各号に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 条例第五条第四項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、または掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。</p> <p>二 容易に腐朽し、または破損しない材料を使用したものであること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>三 風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、または落下するおそれのないものであること。</p> <p>(景観保全型広告物整備地区における届出)</p> <p>第五条 条例第六条第七項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 立看板</p> <p>二 のぼり</p> <p>三 広告板</p> <p>四 広告塔</p> <p>五 電柱広告</p> <p>六 広告幕</p> <p>七 気球広告</p> <p>2 条例第六条第七項の規定による届出は、屋外広告物等表示(設置)届出書(様式第三号)に第三条第一項第二号に掲げる書類を添えてするものとする。</p> <p>(広告物協定の認定)</p> <p>第六条 条例第七条第二項または第四項の認定(以下「広告物協定の認定」という。)を受けようとする者は、広告物協定認定(変更認定)申請書(様式第四号)に締結しようとする広告物協定書または広告物協定変更協定書の案文を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 広告物協定の認定は、当該広告物協定が次の各号のいずれにも該当する場合についてするものとする。</p> <p>一 町内会、商店街等の地域その他相当規模の一团の土地または道路、河川等の相当の区間に隣接する土地を広告物協定地区としていること。</p> <p>二 当該広告物協定地区に適用される条例およびこの規則の規定による広告物等の表示または設置に関する規制を緩和するものでないこと。</p> <p>三 当該広告物協定地区の景観の保全に寄与するものであること。</p> <p>3 知事は、広告物協定の認定をしたときはその旨を、広告物協定の認定をしなかつたときはその旨およびその理由を申請者に書面により通知するものとする。</p> <p>4 条例第七条第八項の規定による届出は、広告物協定廃止届出書(様式第五号)に協定者の合意書の写しを添えてするものとする。</p> <p>(適用除外に係る公共広告物等)</p> <p>第七条 条例第八条第一項第二号に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 災害その他の緊急時に表示し、または設置する広告物等</p>	<p>三 風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、または落下するおそれのないものであること。</p> <p>(景観保全型広告物整備地区における届出)</p> <p>第五条 条例第六条第七項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 立看板</p> <p>二 広告板</p> <p>三 広告塔</p> <p>四 電柱広告</p> <p>五 広告幕</p> <p>六 気球広告</p> <p>七 建物の壁面に塗料等を用いて直接表示された広告物</p> <p>2 条例第六条第七項の規定による届出は、屋外広告物等表示(設置)届出書(様式第三号)に第三条第二号に掲げる書類を添えてするものとする。</p> <p>(広告物協定の認定)</p> <p>第六条 条例第七条第二項または第四項の認定(以下「広告物協定の認定」という。)を受けようとする者は、広告物協定認定(変更認定)申請書(様式第四号)に締結しようとする広告物協定書または広告物協定変更協定書の案文を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 広告物協定の認定は、当該広告物協定が次の各号のいずれにも該当する場合についてするものとする。</p> <p>一 町内会、商店街等の地域その他相当規模の一团の土地または道路、河川等の相当の区間に隣接する土地を広告物協定地区としていること。</p> <p>二 当該広告物協定地区に適用される条例およびこの規則の規定による広告物等の表示または設置に関する規制を緩和するものでないこと。</p> <p>三 当該広告物協定地区の景観の保全に寄与するものであること。</p> <p>3 知事は、広告物協定の認定をしたときはその旨を、広告物協定の認定をしなかつたときはその旨およびその理由を申請者に書面により通知するものとする。</p> <p>4 条例第七条第八項の規定による届出は、広告物協定廃止届出書(様式第五号)に協定者の合意書の写しを添えてするものとする。</p> <p>(適用除外に係る公共広告物等)</p> <p>第七条 条例第八条第一項第二号に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 災害その他の緊急時に表示し、または設置する広告物等</p>

改正後

- 一 公共施設の管理または利用者の利便のため表示し、または設置する広告物等（県が所有し、または管理する施設に案内するため、県が表示し、または設置する広告物等を除く。）
- 2 条例第八条第一項第三号の規定による協議は、屋外広告物等表示（設置）協議書（様式第六号）に第三条第一項各号または第二項各号に掲げる書類を添えてするものとする。

（適用除外に係る広告物等の基準）

第八条 条例第八条第二項第一号および第二号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

禁止地域等	住所地域等内の一の敷地における広告物等の表示面積の合計	五平方メートル以内
	壁面から道路の敷地への突出し	一メートル以下
許可地域等	住所地域等内の一の敷地における広告物等の表示面積の合計	十平方メートル以内
	壁面から道路の敷地への突出し	一メートル以下

- 2 条例第八条第二項第三号および第五項第三号の規則で定める基準は、特定の個人または法人その他の団体の氏名、名称、商号、店名もしくは商標または事業もしくは営業の内容を表示したものその他宣伝の用に供するものでないものとする。
- 3 条例第八条第二項第四号の規則で定める基準は、表示し、または設置する期間が一月を超えないものとする。
- 4 条例第八条第二項第六号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

鉄道の車両	表示寸法	縦六〇センチメートル以下 横九〇センチメートル以下
	表示箇所	二箇所以内
自動車	表示寸法	縦四二センチメートル以下 横六〇センチメートル以下
	表示箇所	三箇所以内

- 5 条例第八条第四項の規則で定める基準は、案内しようとする事業所等の名称および当該事業所等に案内する方向が表示されているものとする。
- 6 条例第八条第五項第一号および第二号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 広告物を表示する場合に限るものとする。
  - 二 表示面積は、一の物件につき、条例第三条第一項第二号および第九号に掲げる物件にあつては五平方メートル以内と、同項第十号に掲げる物件にあつては当該物件

改正前

- 一 公共施設の管理または利用者の利便のため表示し、または設置する広告物等
- 2 条例第八条第一項第三号の規定による協議は、屋外広告物等表示（設置）協議書（様式第六号）に第三条各号に掲げる書類を添えてするものとする。

（適用除外に係る広告物等の基準）

第八条 条例第八条第二項第一号および第二号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

禁止地域等	表示面積	一の住所地または事業所もしくは営業所の所在地（以下「住所地等」という。）につき五平方メートル以内
	壁面から道路の敷地への突出し	一メートル以下
許可地域等	表示面積	一の住所地等につき十平方メートル以内
	壁面から道路の敷地への突出し	一メートル以下

- 2 条例第八条第二項第三号および第四項第三号の規則で定める基準は、特定の個人または法人その他の団体の氏名、名称、商号、店名もしくは商標または事業もしくは営業の内容を表示したものその他宣伝の用に供するものでないものとする。
- 3 条例第八条第二項第六号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

鉄道の車両	表示寸法	縦六〇センチメートル以下 横九〇センチメートル以下
	表示箇所	二箇所以内
自動車	表示寸法	縦四二センチメートル以下 横六〇センチメートル以下
	表示箇所	三箇所以内

- 4 条例第八条第四項第一号および第二号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 広告物を表示する場合に限るものとする。
  - 二 表示面積は、一の物件につき、条例第三条第一項第二号および第八号に掲げる物件にあつては五平方メートル以内と、同項第九号に掲げる物件にあつては当該物件

改 正 後	改 正 前
<p>7) の表示面積の十分の一以内とする。</p> <p>1 表示面積は、寄贈者名または寄贈年月日の表示に正対して当該表示を見た場合における当該施設または物件の外郭線で囲まれた平面の面積の二十分の一以内とする。</p> <p>2 表示箇所は、一の施設または物件につき一箇所とする。</p> <p>(許可基準)</p> <p>第九条 条例第十条の許可の基準は、別表第一のとおりとする。ただし、<u>自家用広告物</u>等の許可の基準については別表第二、案内広告物等の許可の基準については別表第三のとおりとする。</p> <p>(許可等の通知)</p> <p>第十条 知事は、条例の規定による許可または確認（以下「許可等」という。）をしたときはその旨を、当該許可等をしなかつたときはその旨およびその理由を申請者に書面により通知するものとする。</p> <p>(許可等の期間等)</p> <p>第十一条 条例第十一条第二項の許可等の期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ当該各号に定める期間の範囲内とする。</p> <p>1 鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもの 三年</p> <p>2 はり紙、はり札、立看板、広告幕、気球広告、ぼんぼり、あんどん、のぼりその他これらに類する広告物等 一月</p> <p>3 前二号に掲げる広告物等以外の広告物等 一年</p> <p>(許可等の期間の更新の申請)</p> <p>第十二条 条例第十一条第三項の規定による許可等の期間の更新を受けようとする者は、当該許可等の期間の満了の日の十日前までに、屋外広告物等表示（設置）許可期間更新申請書（様式第七号）または屋外広告物等表示（設置）確認期間更新申請書（様式第八号）に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p>1 広告物等の現況を撮影した天然色の写真（申請日前一月以内に撮影したものに限り。）</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、広告物等の安全性を確認するため必要な書面</p> <p>2 第十条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。</p>	<p>5) の表示面積の十分の一以内とする。</p> <p>1 表示面積は、寄贈者名または寄贈年月日の表示に正対して当該表示を見た場合における当該施設または物件の外郭線で囲まれた平面の面積の二十分の一以内とする。</p> <p>2 表示箇所は、一の施設または物件につき一箇所とする。</p> <p>(許可基準)</p> <p>第九条 条例第十条の許可の基準は、別表第一のとおりとする。ただし、<u>自己の氏名、名称、商号、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所地等に表示し、または設置する広告物等</u>については、別表第二のとおりとする。</p> <p>(許可等の通知)</p> <p>第十条 知事は、条例の規定による許可または確認（以下「許可等」という。）をしたときはその旨を、当該許可等をしなかつたときはその旨およびその理由を申請者に書面により通知するものとする。</p> <p>(許可等の期間等)</p> <p>第十一条 条例第十一条第二項の許可等の期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ当該各号に定める期間の範囲内とする。</p> <p>1 <u>鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告板、広告塔および建物の壁面に塗料等を用いて直接表示されたもの</u>その他これらに類するもの 三年</p> <p>2 はり紙、はり札、立看板、広告幕、気球広告、ぼんぼり、あんどん、のぼりその他これらに類する広告物等 一月</p> <p>3 前二号に掲げる広告物等以外の広告物等 一年</p> <p>(許可等の期間の更新の申請)</p> <p>第十二条 条例第十一条第三項の規定による許可等の期間の更新を受けようとする者は、当該許可等の期間の満了の日の十日前までに、屋外広告物等表示（設置）許可期間更新申請書（様式第七号）または屋外広告物等表示（設置）確認期間更新申請書（様式第八号）に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p>1 広告物等の現況を撮影した天然色の写真（申請日前一月以内に撮影したものに限り。）</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、広告物等の安全性を確認するため必要な書面</p> <p>2 第十条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(広告物等の軽微な変更等)</p> <p>第十三条 条例第十二条の規則で定める軽微な変更または改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 汚染し、もしくは退色し、または塗料等がはく離した広告物等の補修でその色彩、意匠その他表示の方法を変更しないもの</li> <li>二 破損し、もしくは老朽した広告物等または倒壊し、もしくは落下するおそれがある広告物等の補強でその形状、寸法、材料および構造を変更しないもの</li> </ol>	<p>(広告物等の軽微な変更等)</p> <p>第十三条 条例第十二条の規則で定める軽微な変更または改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 汚染し、もしくは退色し、または塗料等がはく離した広告物等の補修でその色彩、意匠その他表示の方法を変更しないもの</li> <li>二 破損し、もしくは老朽した広告物等または倒壊し、もしくは落下するおそれがある広告物等の補強でその形状、寸法、材料および構造を変更しないもの</li> </ol>
<p>(変更等の許可等の申請)</p> <p>第十四条 条例第十二条の許可等を受けようとする者は、屋外広告物等変更(改造)許可申請書(様式第九号)または屋外広告物等変更(改造)確認申請書(様式第十号)に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 広告物等を変更しようとするときは、変更後の第三条第一項第一号ロもしくは第一号ロまたは第二項第二号に掲げる書類</li> <li>二 広告物等を改造しようとするときは、その工事の仕様書および改造後の構造図</li> </ol> <p>2 第十条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。</p>	<p>(変更等の許可等の申請)</p> <p>第十四条 条例第十二条の許可等を受けようとする者は、屋外広告物等変更(改造)許可申請書(様式第九号)または屋外広告物等変更(改造)確認申請書(様式第十号)に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 広告物等を変更しようとするときは、変更後の第三条第一号ロまたは第二号ロに掲げる書類</li> <li>二 広告物等を改造しようとするときは、その工事の仕様書および改造後の構造図</li> </ol> <p>2 第十条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。</p>
<p>(経過措置)</p> <p>第十四条の二 条例第十三条第一項から第三項までの規則で定める広告物等は、第十一条第二号に掲げる広告物等とする。</p> <p>2 条例第十三条第一項から第三項までの規則で定める期間が、条例の規定による許可を受けている広告物等にあつては当該許可の期間が満了するまでの間、それ以外の広告物等にあつては第十一条第二号に定める期間とする。</p>	
<p>(許可等の表示)</p> <p>第十五条 条例第十四条の証票は様式第十一号によるものとし、知事が、許可等の際、許可等を受けた者に交付するものとする。この場合において、当該許可等を受けた者は、当該証票を広告物等の表面に明視できるようにはり付けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 条例第十四条の押印または打刻印は、許可等に係る広告物がはり紙であるときに受けるものとする。</li> <li>3 前項の押印は様式第十二号により、同項の打刻印は様式第十三号によるものとし、知事が許可等に係る広告物に対してするものとする。</li> </ol>	<p>(許可等の表示)</p> <p>第十五条 条例第十四条の証票は様式第十一号によるものとし、知事が、許可等の際、許可等を受けた者に交付するものとする。この場合において、当該許可等を受けた者は、当該証票を広告物等の表面に明視できるようにはり付けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 条例第十四条の押印または打刻印は、許可等に係る広告物がはり紙であるときに受けるものとする。</li> <li>3 前項の押印は様式第十二号により、同項の打刻印は様式第十三号によるものとし、知事が許可等に係る広告物に対してするものとする。</li> </ol>
<p>(広告物等管理者の設置)</p> <p>第十六条 条例第十五条第一項ただし書の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立看板、ぼんぼり、あんどんその他これらに類する広告物等とする。</p> <p>2 条例第十五条第二項の規則で定める広告物等は、許可等の期間が一年を超える広告物等とする。</p>	<p>(広告物等管理者の設置)</p> <p>第十六条 条例第十五条第一項ただし書の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、立看板、ぼんぼり、あんどんその他これらに類する広告物等とする。</p> <p>2 条例第十五条第二項の規則で定める広告物等は、許可等の期間が一年を超える広告物等とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>3 条例第十五条第二項の規則で定める資格を有する者は、条例第三十九条第一項各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(広告物等管理者等の届出)</p> <p>第十七条 条例第十六条第一項の規定による届出は、屋外広告物等管理者設置届出書(様式第十四号)によりするものとする。この場合において、条例第十五条第二項の規定により前条第三項に規定する者を広告物等管理者として置くときは、次に掲げる書類を添えるものとする。</p> <p>一 広告物等管理者が条例第三十九条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面</p> <p>二 広告物等管理者が広告物等管理者として置かれることについて承諾したことを証する書面</p> <p>2 条例第十六条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 広告物等の種類および数量</p> <p>二 広告物等を表示し、または設置する地域または場所</p> <p>三 条例第十五条第二項の規定により前条第三項に規定する者を広告物等管理者として置くときは、その資格の内容</p> <p>3 条例第十六条第二項および第三項の規定による届出は、屋外広告物表示管理者等(氏名等)変更届出書(様式第十五号)によりするものとする。</p> <p>4 第一項後段の規定は、条例第十六条第二項の規定により前項の届出をする場合について準用する。</p> <p>(広告物等の除却の届出)</p> <p>第十八条 条例第十八条第二項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書(様式第十六号)によりするものとする。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第十九条 条例第二十条第二項の身分を示す証明書は、様式第十七号によるものとする。</p> <p>(広告物等を保管した場合の公示場所)</p> <p>第二十条 条例第二十二條第二項第一号の規則で定める場所は、保管した広告物等が表示され、または設置されていた場所を所管する土木事務所の掲示場その他の公衆の見やすい場所とする。</p> <p>(保管広告物等一覧簿)</p> <p>第二十一条 条例第二十二條第三項の帳簿は、保管広告物等一覧簿(様式第十八号)とし、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第八条第二項および条例第二十</p>	<p>3 条例第十五条第二項の規則で定める資格を有する者は、条例第三十九条第一項各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(広告物等管理者等の届出)</p> <p>第十七条 条例第十六条第一項の規定による届出は、屋外広告物等管理者設置届出書(様式第十四号)によりするものとする。</p> <p>2 条例第十六条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 広告物等の種類および数量</p> <p>二 広告物等を表示し、または設置する地域または場所</p> <p>三 条例第十五条第二項の規定により前条第三項に規定する者を広告物等管理者として置くときは、その資格の内容</p> <p>3 条例第十六条第二項および第三項の規定による届出は、屋外広告物表示管理者等(氏名等)変更届出書(様式第十五号)によりするものとする。</p> <p>(広告物等の除却の届出)</p> <p>第十八条 条例第十八条第二項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書(様式第十六号)によりするものとする。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第十九条 条例第二十条第二項の身分を示す証明書は、様式第十七号によるものとする。</p> <p>(広告物等を保管した場合の公示場所)</p> <p>第二十条 条例第二十二條第二項第一号の規則で定める場所は、保管した広告物等が表示され、または設置されていた場所を所管する土木事務所の掲示場その他の公衆の見やすい場所とする。</p> <p>(保管広告物等一覧簿)</p> <p>第二十一条 条例第二十二條第三項の帳簿は、保管広告物等一覧簿(様式第十八号)とし、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第八条第二項および条例第二十</p>

改 正 後	改 正 前
<p>二条第一項第三号の規定により公示した保管の場所に備え付けるものとする。</p>	<p>二条第一項第三号の規定により公示した保管の場所に備え付けるものとする。</p>
<p>(保管した広告物等を売却する場合の手續)            第二十二條 条例第二十四條第一項に規定する競争入札および随意契約の手續については、福井県財務規則(昭和二十九年福井県規則第十一号)の規定の例による。</p>	<p>(保管した広告物等を売却する場合の手續)            第二十二條 条例第二十四條第二項に規定する競争入札および随意契約の手續については、福井県財務規則(昭和二十九年福井県規則第十一号)の規定の例による。</p>
<p>(保管した広告物等を返還する場合の手續)            第二十三條 知事は、屋外広告物法第八条第一項の規定により保管した広告物等(同条第三項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名および住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(様式第十九号)と引換えに返還するものとする。</p>	<p>(保管した広告物等を返還する場合の手續)            第二十三條 知事は、屋外広告物法第八条第一項の規定により保管した広告物等(同条第三項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名および住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書(様式第十九号)と引換えに返還するものとする。</p>
<p>(登録の更新の申請)            第二十四條 屋外広告業者は、条例第三十條第三項の登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。</p>	<p>(登録の更新の申請)            第二十四條 屋外広告業者は、条例第三十條第三項の登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。</p>
<p>(登録申請書の様式)            第二十五條 条例第三十一條の登録申請書は、屋外広告業登録申請書(様式第二十号)によるものとする。</p>	<p>(登録申請書の様式)            第二十五條 条例第三十一條の登録申請書は、屋外広告業登録申請書(様式第二十号)によるものとする。</p>
<p>(登録申請書の添付書類)            第二十六條 条例第三十一條第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。            一 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員、屋外広告業に関し成年者と同            一の能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合にあつては当該登録申請者およびその法定代理人)の住民票の写しまたはこれに代わる書面および略歴を記載した書面            二 登録申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書            三 業務主任者の住民票の写しまたはこれに代わる書面            四 業務主任者が条例第三十九條第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面            2 条例第三十一條第二項の書面は、誓約書(様式第二十一号)によるものとする。            3 第一項第一号の略歴を記載した書面は、略歴書(様式第二十二号)によるものとする。</p>	<p>(登録申請書の添付書類)            第二十六條 条例第三十一條第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。            一 登録申請者(法人である場合にあつてはその役員、屋外広告業に関し成年者と同            一の能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合にあつては当該登録申請者およびその法定代理人)の住民票の写しまたはこれに代わる書面および略歴を記載した書面            二 登録申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書            三 業務主任者の住民票の写しまたはこれに代わる書面            四 業務主任者が条例第三十九條第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面            2 条例第三十一條第二項の書面は、誓約書(様式第二十一号)によるものとする。            3 第一項第一号の略歴を記載した書面は、略歴書(様式第二十二号)によるものとする。</p>
<p>(登録の実施)            第二十七條 条例第三十二條第一項の屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)</p>	<p>(登録の実施)            第二十七條 条例第三十二條第一項の屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)</p>



改 正 後	改 正 前
<p>は、様式第二十二号とする。</p> <p>2 条例第三十二条第二項の規定による通知は、屋外広告業登録証（様式第二十四号）の交付をもつて行うものとする。</p> <p>3 屋外広告業者は、前項の屋外広告業登録証をき損し、または亡失したときは、屋外広告業登録証再交付申請書（様式第二十五号）により知事に申請し、その再交付を受けることができる。</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第二十八条 条例第三十四条第一項の規定による変更の届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第二十六号）によりするものとする。</p> <p>2 条例第三十四条第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 条例第三十一条第一項第一号に掲げる事項の変更 変更の届出をしようとする者が個人である場合にあつてはその者の住民票の写しまたはこれに代わる書面、法人である場合にあつては法人の登記事項証明書</p> <p>二 条例第三十一条第一項第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書</p> <p>三 条例第三十一条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書、条例第三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類（新たに役員となつた者に係るものに限る。）</p> <p>四 条例第三十一条第一項第四号に掲げる事項の変更 条例第三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類（新たに法定代理人となつた者に係るものに限る。）</p> <p>五 条例第三十一条第一項第五号に掲げる事項の変更 第二十六条第一項第三号および第四号に掲げる書類</p> <p>（登録簿の閲覧）</p> <p>第二十九条 条例第三十五条の規定により登録簿を一般の閲覧に供する場所（以下「閲覧の場所」という。）は、土木部都市計画課内とする。</p> <p>2 登録簿の閲覧時間は、福井県の執務時間を定める規則（平成元年福井県規則第四十四号）に規定する県の執務時間中とする。</p> <p>3 登録簿を閲覧しようとする者は、屋外広告業者登録簿閲覧申請書（様式第二十七号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 登録簿を閲覧する者は、閲覧の場所以外の場所でこれを閲覧してはならない。</p> <p>5 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、登録簿の閲覧を停止し、または禁止することができる。</p> <p>一 前項の規定に違反した者</p> <p>二 登録簿を汚損し、もしくは破損した者またはそのおそれのある者</p>	<p>は、様式第二十二号とする。</p> <p>2 条例第三十二条第二項の規定による通知は、屋外広告業登録証（様式第二十四号）の交付をもつて行うものとする。</p> <p>3 屋外広告業者は、前項の屋外広告業登録証をき損し、または亡失したときは、屋外広告業登録証再交付申請書（様式第二十五号）により知事に申請し、その再交付を受けることができる。</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第二十八条 条例第三十四条第一項の規定による変更の届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第二十六号）によりするものとする。</p> <p>2 条例第三十四条第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 条例第三十一条第一項第一号に掲げる事項の変更 変更の届出をしようとする者が個人である場合にあつてはその者の住民票の写しまたはこれに代わる書面、法人である場合にあつては法人の登記事項証明書</p> <p>二 条例第三十一条第一項第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書</p> <p>三 条例第三十一条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書、条例第三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類（新たに役員となつた者に係るものに限る。）</p> <p>四 条例第三十一条第一項第四号に掲げる事項の変更 条例第三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類（新たに法定代理人となつた者に係るものに限る。）</p> <p>五 条例第三十一条第一項第五号に掲げる事項の変更 第二十六条第一項第三号および第四号に掲げる書類</p> <p>（登録簿の閲覧）</p> <p>第二十九条 条例第三十五条の規定により登録簿を一般の閲覧に供する場所（以下「閲覧の場所」という。）は、土木部都市計画課内とする。</p> <p>2 登録簿の閲覧時間は、福井県の執務時間を定める規則（平成元年福井県規則第四十四号）に規定する県の執務時間中とする。</p> <p>3 登録簿を閲覧しようとする者は、屋外広告業者登録簿閲覧申請書（様式第二十七号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 登録簿を閲覧する者は、閲覧の場所以外の場所でこれを閲覧してはならない。</p> <p>5 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、登録簿の閲覧を停止し、または禁止することができる。</p> <p>一 前項の規定に違反した者</p> <p>二 登録簿を汚損し、もしくは破損した者またはそのおそれのある者</p>

改 正 後

二 登録簿の閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼした者またはそのおそれのある者

(廃業等の手続)

第三十条 条例第三十六条第一項の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書(様式第二十八号)によりするものとする。

(講習会)

第三十一条 条例第三十八条第一項に規定する講習会(以下「講習会」という。)の講習課程、講習内容および講習時間は、次の表のとおりとする。

講習課程	講習内容	講習時間
屋外広告物等関係法令	屋外広告物法、福井県屋外広告物条例、福井県屋外広告物条例施行規則、都市計画法、建築基準法、道路法等についての一般的知識	四時間以上
屋外広告物の表示方法	屋外広告物の色彩、意匠および形状と都市における良好な景観および風致との調和のあり方についての一般的知識	二時間以上
屋外広告物を掲出する物件の設置方法	屋外広告物を掲出する物件の材料、構造、設置の方法等についての一般的知識	五時間以上

2 知事は、講習会を開催するに当たっては、その期日、場所その他講習会の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

(受講の申込み等)

第三十二条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物等講習会受講申込書(様式第二十九号)により、知事に申し込まなければならない。この場合において、その者が次項各号のいずれかに該当する者であるときは、その資格を証する書類の写しを添えてしなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前条第一項の講習課程のうち屋外広告物を掲出する物件の設置方法を免除する。

- 一 建築士法(昭和三十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士
- 二 電気工事士法(昭和三十五年法律第百二十九号)第二条第四項に規定する電気工事士
- 三 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- 四 職業能力開発促進法(昭和三十九年法律第六十四号)第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許(免許職種が帆布製品科であるものに限る。)を有する者または同法第二十二條(第二十六条の二において準用する場合を含む。)の修了証書(訓練科が帆布製品製造科であるものに限る。)の交付を受けた者

改 正 前

二 登録簿の閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼした者またはそのおそれのある者

(廃業等の手続)

第三十条 条例第三十六条第一項の規定による廃業等の届出は、屋外広告業廃業等届出書(様式第二十八号)によりするものとする。

(講習会)

第三十一条 条例第三十八条第一項に規定する講習会(以下「講習会」という。)の講習課程、講習内容および講習時間は、次の表のとおりとする。

講習課程	講習内容	講習時間
屋外広告物等関係法令	屋外広告物法、福井県屋外広告物条例、福井県屋外広告物条例施行規則、都市計画法、建築基準法、道路法等についての一般的知識	四時間以上
屋外広告物の表示方法	屋外広告物の色彩、意匠および形状と都市における良好な景観および風致との調和のあり方についての一般的知識	二時間以上
屋外広告物を掲出する物件の設置方法	屋外広告物を掲出する物件の材料、構造、設置の方法等についての一般的知識	五時間以上

2 知事は、講習会を開催するに当たっては、その期日、場所その他講習会の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

(受講の申込み等)

第三十二条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物等講習会受講申込書(様式第二十九号)により、知事に申し込まなければならない。この場合において、その者が次項各号のいずれかに該当する者であるときは、その資格を証する書類の写しを添えてしなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前条第一項の講習課程のうち屋外広告物を掲出する物件の設置方法を免除する。

- 一 建築士法(昭和三十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士
- 二 電気工事士法(昭和三十五年法律第百二十九号)第二条第四項に規定する電気工事士
- 三 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- 四 職業能力開発促進法(昭和三十九年法律第六十四号)第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許(免許職種が帆布製品科であるものに限る。)を有する者または同法第二十二條(第二十六条の二において準用する場合を含む。)の修了証書(訓練科が帆布製品製造科であるものに限る。)の交付を受けた者

改 正 後	改 正 前
<p>(修了証書の交付)</p> <p>第三十三条 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、修了証書(様式第三十号)を交付するものとする。</p> <p>(業務主任者となる資格を有する者)</p> <p>第三十四条 条例第三十九条第一項第四号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許(免許職種が広告美術科であるものに限る。)を有する者</p> <p>二 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定(検定職種が広告美術仕上げであるものに限る。)に合格した者</p> <p>三 職業能力開発促進法第二十二条(第二十六条の二において準用する場合を含む。)の修了証書(訓練科が広告美術科であるものに限る。)の交付を受けた者</p> <p>(業務主任者となる資格を有する者の認定)</p> <p>第三十五条 条例第三十九条第一項第五号の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(様式第三十一号)に履歴書を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の認定は、同項の規定による申請をした者が次に掲げる要件のいずれにも適合する場合についてするものとする。</p> <p>一 屋外広告業の営業所において、広告物等の表示または設置に関する責任者としての経験を五年以上有すること。</p> <p>二 過去五年間において、屋外広告物等関係法令に違反していないこと。</p> <p>3 知事は、第一項の認定をしたときは認定書(様式第三十二号)を交付し、同項の認定をしなかつたときはその旨およびその理由を書面により通知するものとする。</p> <p>(標識の掲示)</p> <p>第三十六条 条例第四十条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法人である場合にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録年月日</p> <p>三 営業所の名称</p> <p>四 業務主任者の氏名</p> <p>2 条例第四十条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票(様式第三十三号)によるものとする。</p> <p>(帳簿の記載事項等)</p> <p>第三十七条 条例第四十一条第一項の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>(修了証書の交付)</p> <p>第三十三条 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、修了証書(様式第三十号)を交付するものとする。</p> <p>(業務主任者となる資格を有する者)</p> <p>第三十四条 条例第三十九条第一項第四号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許(免許職種が広告美術科であるものに限る。)を有する者</p> <p>二 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定(検定職種が広告美術仕上げであるものに限る。)に合格した者</p> <p>三 職業能力開発促進法第二十二条(第二十六条の二において準用する場合を含む。)の修了証書(訓練科が広告美術科であるものに限る。)の交付を受けた者</p> <p>(業務主任者となる資格を有する者の認定)</p> <p>第三十五条 条例第三十九条第一項第五号の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(様式第三十一号)に履歴書を添えて、知事に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の認定は、同項の規定による申請をした者が次に掲げる要件のいずれにも適合する場合についてするものとする。</p> <p>一 屋外広告業の営業所において、広告物等の表示または設置に関する責任者としての経験を五年以上有すること。</p> <p>二 過去五年間において、屋外広告物等関係法令に違反していないこと。</p> <p>3 知事は、第一項の認定をしたときは認定書(様式第三十二号)を交付し、同項の認定をしなかつたときはその旨およびその理由を書面により通知するものとする。</p> <p>(標識の掲示)</p> <p>第三十六条 条例第四十条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法人である場合にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 登録年月日</p> <p>三 営業所の名称</p> <p>四 業務主任者の氏名</p> <p>2 条例第四十条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票(様式第三十三号)によるものとする。</p> <p>(帳簿の記載事項等)</p> <p>第三十七条 条例第四十一条第一項の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p>

改正後	改正前
<p>一 注文者の氏名または名称および住所  二 広告物等の表示または設置の場所  三 表示または設置した広告物等の名称または種類および数量  四 当該表示または設置の年月日  五 請負金額</p>	<p>一 注文者の氏名または名称および住所  二 広告物等の表示または設置の場所  三 表示または設置した広告物等の名称または種類および数量  四 当該表示または設置の年月日  五 請負金額</p>
<p>2 前項の帳簿は、広告物等の表示または設置の契約ごとに記載しなければならない。</p>	<p>2 前項の帳簿は、広告物等の表示または設置の契約ごとに記載しなければならない。</p>
<p>(公示の方法)  第三十八条 条例第四十三条第三項の規定による公示は、福井県報に連載して行うものとする。</p>	<p>(公示の方法)  第三十八条 条例第四十三条第三項の規定による公示は、福井県報に連載して行うものとする。</p>
<p><u>附 則 (平成二十二年規則第三十五号)</u>  <u>(施行期日)</u></p>	
<p>1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。  <u>(経過措置)</u></p>	
<p>2 この規則の施行前にされた許可の申請であつて、この規則の施行の際許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可の基準については、改正後の第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	
<p>3 この規則の施行の際現に改正前の第七条第一項第二号に掲げる広告物等に該当するもので、改正後の第七条第一項第二号に掲げる広告物等に該当しなくなるものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	
<p>4 この規則の施行の際現に改正前の第九条の許可の基準に適合して許可を受けている広告物等で、改正後の第九条の許可の基準に適合しなくなるもの（以下この項および次項において「不適合広告物等」という。）についての許可の基準については、この規則の施行の日から六年間（第十一条第二号に該当する不適合広告物等にあつては、当該不適合広告物等の許可の期間が満了するまでの間）は、改正後の第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該不適合広告物等の変更または改造（第十三条に規定する軽微な変更または改造を除く。次項において同じ。）をしようとする場合には、この限りでない。</p>	
<p>5 前項の規定にかかわらず、建物に表示され、または設置された不適合広告物等であつて、当該不適合広告物等の除却、変更または改造に伴い、当該建物の構造を変更しなければならないものの許可の基準については、改正後の第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該不適合広告物等の変更または改造をしようとする場合には、この限りでない。</p>	
<p>6 福井県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成二十一年福井県条例第三十二号）附則第三項の規則で定める軽微な変更または改造は、第十三条各号のいずれかに該当するものとする。</p>	

改 正 後

改 正 前

別表第一（第九条関係）

別表第一（第九条関係）

一般屋外広告物等許可基準

一般屋外広告物等許可基準

一 区分

一 区分

広告物等の区分は、次のとおりとする。

広告物等の区分は、次のとおりとする。

区分	説明
はり紙	紙製のもので建物その他の工作物等（以下「工作物等」という。）にはり付けられたものおよびこれに類するもの
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに表示し、またはこれらに紙等をはり付け、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられたものおよびこれらに類するもの
立看板	工作物等に立て掛けられたものまたは自立しているもので容易に移動できるものおよびこれらに類するもの
のぼり	容易に移動させることができる状態で立てられ、または容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）およびこれに類するもの
広告板	土地に設置され、または工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が平面的なもの（工作物等に塗料等を用いて直接表示されるものを含む。）およびこれらに類するもの
広告塔	土地に設置され、または工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が角柱または円柱等の立体的なもの（工作物等に塗料等を用いて直接表示されるものを含む。）およびこれらに類するもの
電柱広告	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）に取り付けられ、もしくは巻き付けられ、または塗料等を用いて直接表示されたものおよびこれらに類するもの
広告幕	工作物等を利用して取り付けられた幕に表示されたものおよびこれに類するもの（のぼりを除く。）
気球広告	気球を利用して、空中に表示されたものおよびこれに類するもの
移動広告	鉄道の車両、自動車その他移動する物体に表示されまたは取り付けられたものおよびこれらに類するもの
ぼんぼり あんどん	あんどんまたはぼんぼりの形状をしたもので、一時的かつ簡易なものおよびこれらに類するもの

区分	説明
はり紙	紙製のもので建物その他の工作物等（以下「工作物等」という。）にはり付けられたものおよびこれに類するもの
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに表示し、またはこれらに紙等をはり付け、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられたものおよびこれらに類するもの
立看板	工作物等に立て掛けられたものまたは自立しているもので容易に移動できるものおよびこれらに類するもの
広告板	土地に設置され、または工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が平面的なものおよびこれらに類するもの（照明広告を除く。）
広告塔	土地に設置され、または工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が角柱または円柱等の立体的なものおよびこれらに類するもの（照明広告を除く。）
電柱広告	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）に取り付けられ、もしくは巻き付けられ、または塗料等を用いて直接表示されたものおよびこれらに類するもの
広告幕	工作物等を利用して取り付けられた幕に表示されたものおよびこれに類するもの
照明広告	広告板または広告塔で発光装置、照明装置等を有するものおよびこれらに類するもの
気球広告	気球を利用して、空中に表示されたものおよびこれに類するもの
移動広告	鉄道の車両、自動車その他移動する物体に表示されまたは取り付けられたものおよびこれらに類するもの
ぼんぼり あんどん	あんどんまたはぼんぼりの形状をしたもので、一時的かつ簡易なものおよびこれらに類するもの

改 正 後

備考 この表により区分することが困難な広告物等については、これを同表のうち最も類似した区分の広告物等とみなしてこの規則の規定を適用する。

二 通則

- 1 広告物等は、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、次の各号に適合するものでなければならない。
  - (一) 特に景観に配慮すべき地域または場所にあつては広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和するものであること。
  - (二) 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、または掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。
- 2 広告物等は、公衆に対する危害を防止するため、次の各号に適合するものでなければならない。
  - (一) 容易に腐朽し、または破損しない材料を使用したものであること。
  - (二) 風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、または落下するおそれのないものであること。

三 細則

広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

1 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

区分	基準
はり札、立看板およびのぼり(以下「はり札等」という。)	1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、三メートル以下であること。 3 一のはり札等と他のはり札等との距離は、これらのはり札等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の二倍以上であること。
広告板および広告塔	1 表示面積は、三十平方メートル以内であること。 2 下端から上端までの高さは、十メートル以下であること。 3 他人の住所地等内の一の敷地に表示し、または設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地における広告板および広告塔(建物を利用して表示し、または設置するものを除く。)の表示面積(他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。)の合計が百平方メートル以内であること。
電柱広告	
電柱等から突き出して取り	1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の長さは〇・六メートル以下であること。 2 取り付ける数量は、電柱等一本につき一個であること。

改 正 前

二 通則

- 1 広告物等は、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、次の各号に適合するものでなければならない。
  - (一) 特に景観に配慮すべき地域または場所にあつては広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和するものであること。
  - (二) 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示し、または掲出しない部分についても、塗装その他の装飾がなされたものであること。
- 2 広告物等は、公衆に対する危害を防止するため、次の各号に適合するものでなければならない。
  - (一) 容易に腐朽し、または破損しない材料を使用したものであること。
  - (二) 風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、または落下するおそれのないものであること。

三 細則

広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。

1 立看板

- (一) 高さは二メートル以下で、幅は一メートル以下であること。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。)第八条第一項第一号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)においては、高さが三メートル以下であること。

2 広告板および広告塔(6に該当するものを除く。)

- (一) 大きさは、次のとおりであること。
  - (1) 高速自動車国道から展望することができる場所(当該道路の敷地から千メートル以内の地域に限る。以下同じ。)に設置するものについては、次の表のとおりであること。

区分	広告板	広告塔
高さ	十メートル以下	二十メートル以下
表示面積	五十平方メートル以内	五十平方メートル以内

- (2) (1)以外の場所に設置するものについては、次の表のとおりであること。

区分	広告板	広告塔
高さ	五メートル以下	十メートル以下
表示面積	三十平方メートル以内	三十平方メートル以内

- (二) 高速自動車国道から展望することができる場所に設置するものについては、広告物等の相互間の距離が三百メートル以上であること。ただし、用途地域および家屋連たん地域に設置するものについては、この限りでない。

3 電柱広告

改 正 後	
電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるもの	<p>1 表示面の横の長さは、一メートル以下であること。</p> <p>2 地面から下端までの高さは、一メートル以上であること。</p> <p>3 巻き付け、または直接表示する数量または箇所数は、電柱等一本につき一個または一箇所であること。</p> <p>4 蛍光塗料または下地の色として赤色、黒色もしくは黄色を使用するものでないこと。</p>
広告幕	<p>1 表示面積は、三十平方メートル以内であること。</p> <p>2 道路の上空を横断するものにあつては、縦の長さが一メートル以下であること。</p>
備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるものおよび電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、または直接表示されることを妨げない。	
2 1に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。	
表示または設置の方法	基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	<p>1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの三分の二以下で、かつ、十五メートル以下であること。</p> <p>2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。</p>
建物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付ける方法	<p>1 取り付ける数量は、一つの壁面につき三個以下であること。</p> <p>2 道路の敷地への突出しは、一メートル以下であること。</p> <p>3 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。</p>
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	<p>1 一つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けられるものの表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。</p> <p>(一) 当該壁面の面積が百平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の二分の一以内で、かつ、二十平方メートル以内であること。</p> <p>(二) 当該壁面の面積が百平方メートルを超えたときは、当該壁面の面積の五分の一以内であること。</p>

改 正 前	
	<p>(一) 蛍光塗料または下地の色として赤色、黒色または黄色を使用するものでないこと。</p> <p>(二) 電柱等から突き出して取り付けられるものについては次のとおりであること。</p> <p>(1) 高さは一・二メートル以下、幅は〇・六メートル以下であること。</p> <p>(2) 取り付けの数量は、電柱等一本につき一個であること。</p> <p>(三) 電柱等に巻き付けられ、または表示されるものについては、次のとおりであること。</p> <p>(1) 幅は一メートル以下とし、下端は地上から一メートル以上であること。</p> <p>(2) 巻き付けまたは表示する数量または箇所数は、電柱等一本につき一個または一箇所であること。</p>
4 広告幕（6に該当するものを除く。）	<p>(一) 道路の上空を横断するものについては、縦一メートル以下であること。</p> <p>(二) 表示面積は、三十平方メートル以内であること。</p>
5 照明広告	<p>(一) 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。</p> <p>(二) 点滅するものについては、点滅速度は、可能な限り緩やかなものであること。</p>
6 建物に表示または設置されるもの	<p>(一) 屋上に取り付けられる広告板または広告塔の高さは、当該取付場所の地上からの高さの三分の二以下で、かつ、十五メートル以下であること。</p> <p>(二) 壁面に表示され、または取り付けられるもの（壁面から突き出して取り付けられるものおよび広告幕を除く。）の表示面積の合計は、壁面全体の面積の二分の一以内で、かつ、二十平方メートル以内であること。ただし、壁面全体の面積が百平方メートルを超えるときは、その五分の一以内であること。</p> <p>(三) 壁面から突き出して取り付けられるものの個数は一つの壁面につき三個以下とし、道路の敷地への突出しは一メートル以下であること。</p>

改 正 後

- と。
- 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。
- 3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。

3 1および2に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

- (一) 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。
- (二) 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること。

4 3に定める基準にかかわらず、禁止地域等において他人の住所地等内の一の敷地に表示し、または設置する条例第八条第三項第二号に掲げるものについては、1および2に定める基準のほか、次に定める基準に適合すること。

- (一) 発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。
  - ア 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。
  - イ 点滅する発光装置および照明装置ならびに回転灯は、使用しないこと。ただし、交通の危険防止のために使用するものについては、この限りでない。
  - ウ 映像による表示をしないこと。
- (二) 当該住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。）の合計が三十平方メートル以内であること。

別表第二（第九条関係）

自家用広告物等許可基準

- 一 区分  
 広告物等の区分は、別表第一第一号に定めるとおりとする。
- 二 通則  
 広告物等は、別表第一第二号に規定する基準に適合するものでなければならない。
- 三 細則  
 1 禁止地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。
  - (一) 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

区分	基準
はり札等	1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、三メートル以下であること。

改 正 前

別表第二（第九条関係）

自己住所地等に表示し、または設置する屋外広告物等許可基準

- 一 通則  
 別表第一第二号に規定する基準に適合するものであること。
- 二 細則  
 1 禁止地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。
  - (一) 表示面積は、一の住所地等につき三十平方メートル以内であること。
  - (二) 広告板の高さは地上から十五メートル以下とし、広告塔の高さは地上から二十メートル以下であること。
  - (三) 建物の壁面から突き出して取り付けられるものの道路の敷地への突出しは、一メートル以下であること。
  - (四) 建物の屋上に取り付けられる広告板または広告塔の高さは、当該取付場



改 正 後

改 正 前

広告板および 広告塔	3 一のはりれ等と他のはりれ等との距離は、これらのはりれ等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の二倍以上であること。 下端から上端までの高さは、二十メートル以下であること。
---------------	---

所の地上からの高さの三分の二以下で、かつ、十五メートル以下であること。

(二) (一) に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの三分の二以下で、かつ、十五メートル以下であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。
建物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付ける方法	1 道路の敷地への突出しは、一メートル以下であること。 2 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。
建物の壁面に取り付ける方法（壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）	1 一つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積（他人が取り付けられる表示面積を含む。）の合計は、次のとおりであること。 (一) 当該壁面の面積が百平方メートル以内のときは、当該壁面の面積の二分の一以内で、かつ、二十平方メートル以内であること。 (二) 当該壁面の面積が百平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の五分の一以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を開鎖しないこと。

(三) (一) および (二) に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

ア 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。

イ 点滅する発光装置および照明装置ならびに回転灯は、使用しないこと。ただし、交通の危険防止のためまたは救急医療の施設であることを表示するために使用するものについては、この限りでない。

ウ 映像による表示をしないこと。

改 正 後

- (四) (一) から (三) までに定める基準に適合するほか、住所等内の一の敷地における広告物等の表示面積(他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。)の合計は、三十平方メートル以内であること。
- 2 許可地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は、次のとおりとする。
- (一) 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

区分	基準
はり札等	1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、三メートル以下であること。 3 一のはり札等と他のはり札等との距離は、これらのはり札等のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の二倍以上であること。
広告板および広告塔	1 下端から上端までの高さは、二十メートル以下であること。 2 住所等内の一の敷地における広告板および広告塔(建物を利用して表示し、または設置するものを除く。)の表示面積(他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。)の合計が百平方メートル以内であること。
広告幕	表示面積は、三十平方メートル以内であること。

- (二) (一) に定める基準にかかわらず、次に掲げる表示または設置の方法により、建物を利用して表示し、または設置するものについては、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の方法	基準
建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付ける方法	1 取付場所から上端までの高さは、地面から当該取付場所までの高さの三分の二以下で、かつ、十五メートル以下であること。 2 取り付けられる屋上の端から突出しないこと。
建物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付ける方法	1 道路の敷地への突出しは、一メートル以下であること。 2 取り付けられる壁面の上端から突出しないこと。
建物の壁面に取り付け方法(壁面から突き出して取り付ける方法を除き、壁面に塗料等を用いて直接表示する	1 一つの壁面におけるこの方法により取り付けられる広告物等の表示面積(他人が取り付けられるものの表示面積を含む。)の合計は、次のとおりであること。 (一) 当該壁面の面積が百平方メートル以内の

改 正 前

- 2 許可地域等における広告物等の大きさおよび表示または設置の方法は次のとおりとする。

- (一) 広告板および広告塔(建物に取り付けられるものを除く。)の表示面積は、一の住所等につき百平方メートル以内であること。
- (二) 広告板の高さは地上から十五メートル以下とし、広告塔の高さは地上から二十メートル以下であること。
- (三) 建物の壁面から突き出して取り付けられるものの道路の敷地への突出しは、一メートル以下であること。
- (四) 建物の屋上に取り付けられる広告板または広告塔の高さは、当該取付場所の地上からの高さの三分の二以下で、かつ、十五メートル以下であること。

改 正 後

改 正 前

方法を含む。)	ときは、当該壁面の面積の二分の一以内で、かつ、二十平方メートル以内であること。 (二) 当該壁面の面積が百平方メートルを超えるときは、当該壁面の面積の五分の一以内であること。 2 取り付けられる壁面の端から突出しないこと。 3 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと。
---------	--

- (三) (一) および (二) に定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。
- (1) 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。
- (2) 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること。

別表第三(第九条関係)

案内広告物等許可基準

- 一 区分  
 広告物等の区分は、別表第一第一号に定めるとおりとする。
- 二 通則  
 広告物等は、別表第一第二号に規定する基準に適合するものでなければならない。
- 三 細則  
 広告物等の大きさおよび表示または設置の方法等は、次のとおりとする。
- 立看板、広告板、広告塔または電柱広告の区分に該当するものであること。
  - 建物を利用して表示し、または設置するものでないこと。
  - 次に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合するものであること。

区分	基準
立看板	1 表示面の縦の長さは二メートル以下、横の長さは一メートル以下であること。 2 下端から上端までの高さは、三メートル以下であること。 3 一の立看板と他の立看板との距離は、これらの立看板のうちいずれか高い方の高さに相当する距離の二倍以上であること。
広告板および広告塔	1 表示面積は、三十平方メートル以内であること。 2 下端から上端までの高さは、十メートル以下で

改 正 後

改 正 前

電柱 広告	電柱等から 突き出して 取り付けら れるもの	あること。 1 表示面の縦の長さは一・二メートル以下、横の 長さは〇・六メートル以下であること。 2 取り付けの数量は、電柱等一本につき一個であ ること。 3 蛍光塗料または下地の色として赤色、黒色もし くは黄色を使用するものでないこと。
	電柱等に巻 き付けら れ、または 直接表示さ れるもの	1 表示面の横の長さは、一メートル以下であるこ と。 2 地面から下端までの高さは、一メートル以上で あること。 3 巻き付け、または直接表示する数量または箇所 数は、電柱等一本につき一個または一箇所である こと。 4 蛍光塗料または下地の色として赤色、黒色もし くは黄色を使用するものでないこと。

備考 電柱広告については、電柱等から突き出して取り付けられるものおよび電柱等に巻き付けられ、または直接表示されるものが同一の電柱等に設置され、または直接表示されることを妨げない。

4 1から3までに定める基準のほか、次に掲げる表示または設置の場所に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること。

表示または設置の場所	基準
条例第二条第十三号に掲げる地域	1 最短経路接続地点から一キロメートルの区域内に表示し、または設置するものであること。 2 数量は、条例第二条第十三号の規定により知事が定める一の道路およびこれに接続する地域につき一個以内であること。
条例第二条第十三号に掲げる地域以外の地域	1 案内しようとする事業所等から一キロメートルの区域内に表示し、または設置するものであること。 2 数量は、案内しようとする一つの事業所等につき四個以内であること。

5 1から4までに定める基準のほか、発光装置、照明装置等を有するものについては、次に定める基準に適合すること。

- (一) 昼間における良好な景観の形成および風致の維持について考慮されたものであること。
- (二) 点滅する発光装置および照明装置ならびに回転灯は使用しないこと。
- (三) 映像による表示をしないこと。

改正後	改正前
6 1から5までに定める基準に適合するほか、他人の住所地等内の一の敷地に表示し、または設置するものについては、当該住所地等内の一の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、または設置するものの表示面積を含む。）の合計が三十平方メートル以内であること。	